

食品関連事業者は再生利用等の実施率を毎年度向上させる必要があります。

### ●定期報告について

食品廃棄物多量発生事業者（前年度の食品廃棄物の発生量が100トン以上の事業者）については、毎年度6月末日までに、次の項目について、国に報告する必要があります。（平成21年度から実施（平成20年度実績の報告から））

- ①食品廃棄物の発生量
- ②売上高、製造数量等の食品廃棄物の発生量と密接な関係を有する数値
- ③食品廃棄物の発生抑制、再生利用、熱回収、減量の実施量
- ④食品廃棄物の再生利用等の実施率 など

### ●適切に実施しない場合は

食品廃棄物多量発生業者が、再生利用等の取組が著しく不十分な場合には、次のような経過を経て罰則が適用されます。

#### 勧告

必要な措置をとるように勧告する。

#### 公表

勧告に従わなかったときは、企業名等を公表する。

#### 命令

なお従わなかったときは、勧告どおり行うよう命令する。

#### 罰則

この命令に違反した者には50万円以下の罰金が科せられる。

## 投入物に関するご注意

### 投入できるもの

レストラン、食堂等で発生する生ごみだけです。ご飯、茶がら、野菜くず、果物くず、肉類、魚類その他一般的に人が食べられる食材・調理物。

処理する生ごみにでんぶん類や果物等、特定の種類にかたよる場合、もしくは処理する生ごみに油分が多い場合は、他の生ごみと一緒に処理して下さい。麺類・ご飯・もち・果物などのでんぶん類や糖分が多い場合は、かたまりになり、機械の停止や故障の原因になることがあります。また、多量の魚や天ぷらなど過度に油分が多い場合は油分は乾燥せず、べたついた状態で残ります。

### 投入してはいけないもの

生ごみ以外は入れないでください。また、生ごみに牛・豚などの骨、カキ・サザエ・ホタテ貝などの硬い貝殻や多量のアサリ・しじみなど投入しないで下さい。

割り箸やスプーンなど生ごみにまぎれやすいものスプーン・フォークなどの金属類、ガラス、陶磁器類、スチロールトレイ、ポリ袋・ラップなどのシート類、竹ぐしなどの木材製品、輪ゴム、雑誌や新聞の束なども投入されると故障の原因になりますので取り除いて下さい。

### <次のようなものは、絶対に投入しないで下さい>



- 酒類（果実酒・薬用酒など） ●石油類 ●アルコール分及びアルコール分含むもの（酒かすなど）
- アルコール（焼酎・ウイスキーなど）漬けをした果実・薬草など
- その他（缶類・（スプレー缶など） ●電池類 ●花火）

※爆発・引火する恐れがあります。

## 安全に関するご注意

### 設置上のご注意

- ・人通りの多い場所、人の集まる場所への設置は避けてください。
- ・階段、避難口近くの設置は避けてください。
- ・引火性危険物（ガソリン、ベンジン、アルコール接着剤等）を扱う場所には設置しないでください。
- ・運転中、機械は高温になりますので、周囲に燃えやすいものがある所には設置しないでください。
- ・平坦な場所で、床が丈夫（コンクリート・アスファルト等）な所に設置してください。
- ・軒下など雨のかかりにくい場所に設置してください。
- ・室内に設置する場合は排気用の煙突等を設置してください。
- ・夏季の室内温度上昇に注意してください。
- ・電源は専用の電源ボックス、専用回路をご使用ください。
- ・アースは、第3種設置工事をしてください。
- ・設置には設置図の設置寸法を確保してください。

### 使用上のご注意

- ・ご使用の前に【取扱説明書】をよく読み正しくお使いください。
- ・機械に異常が生じた場合は、販売元まで速やかにご連絡下さい。



### PL法関連注意事項